円仁「状」文書の機能的分類と書式分析

――円珍文書・敦煌文献との比較を通じて――

 斉
 会
 君

はじめに

本稿でいう「円仁文書」とは、入唐僧円仁の旅行記『入書を筆記されているが、ここでは比較の都合上、円仁書が記』にはそれらが抄録され、さらには円仁が受け取っ行く先々の官署・寺院・個人宛に多くの文書を提出した。 『行記』にはそれらが抄録され、さらには円仁が受け取った文書も筆記されているが、ここでは比較の都合上、円仁た文書も筆記されているが、ここでは比較の都合上、円仁た文書も筆記されているが、ここでは比較の都合上、円仁本書も筆記されているが、ここでは比較の都合上、円仁本書のうち、円仁文書とは、入唐僧円仁の旅行記『入本稿でいう「円仁文書」とは、入唐僧円仁の旅行記『入書が記した文書を取り上げる。

円仁「状」文書の機能的分類と書式分析一方、円珍は仁寿五年(八五三)に新羅商人の船で入唐

九世紀の中国の社会・風俗を再現する重要な文献である。ただし、天安二年(八五八)に唐商人の船で帰国した。彼も唐門珍自身の手で作成し、唐の官署・個人宛に提出した文書をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の多くは過所(通関手をいう。ただし、それらの申請文書の個人宛に提出したが、円仁とは違っての経歴を旅行記『行歴抄』に記したが、円仁とは違っての経歴を旅行記『行歴抄』に記したが、円仁とは違っての経歴を旅行記』に対象せず、中国人の船で帰国した。彼も唐して、天安二年(八五八)に唐商人の船で帰国した。彼も唐した。

円仁の事績を追究するのみならず、唐代の社会や歴史につ

る考察については、青木孝氏と中村裕一氏の研究しか見ら述に関心が寄せられており、『行記』に見える文書に関すの仏教、都市、社会、政治経済、交通地理などに関する記いて研究する場合にも、貴重な資料として高く評価されていて研究する場合にも、貴重な資料として高く評価されていて研究する場合にも、貴重な資料として高く評価されていて研究する場合にも、貴重な資料として高く評価されていて研究する場合にも、

公牘、

個人宛の書状を半公牘とし、

一部の牒と挨拶状を例

円仁文書を取り上げて、この問題に迫ってみたい

に『司馬光書儀』(「書儀」とは文書の書式案例)

れない。前者は円仁の書状に訳注を施し、官府宛の書状を

かにまでは言及していない。 り上げておらず、数多くある円仁文書がどの種類の文書にり上げておらず、数多くある円仁文書がどの種類の文書にり上げておらず、数多くある円仁文書がどの種類の文書にものである。しかし、先行研究では円仁文書の一部しか取後者は空海・円仁の書札に見える「謹空」の語を考察した献と比較し、書状の言語に簡単な考察を加えたものであり、

ほかに、官府・官人が下達する「帖」式、官府・官人が発実際に使われた原文書である敦煌文献には、上述の文書の授受される牒式(下達)・刺式(上申)・関式(別局間での例が、の合計六種類があった。このほか『唐六典』には、 国人の発する文書として、官人の上申文書たる牒式が、まで、 大阪人の上申文書をは、 下達)・ 東式(別局間での解式(上申)・移式(下達)・ 東京に使われた原文書である敦煌文献には、 自府内の本局と別局間での解式(上申)・移式(下達)・ 東京には、 官府間で授受される符式(下達)・ 唐代の官文書には、官府間で授受される符式(下達)・

日中交流の実態に関わる問題である。そこで、本稿では、された円仁文書には、個人として官府・寺院に提出した公的文書、及び官人・僧侶に発した私的文書などがある。それた円仁文書には、個人として官府・寺院に提出した公的か。これは、当時の中国に入国した外国人の行動意識にのか。これは、当時の中国に入国した外国人の行動意識に関わる問題であり、ひいては、当時のいわば民間におけるのか。これは、当時の中国に入国した外国人の行動意識に関わる問題である。そこで、本稿では、首中交流の実態に関わる問題である。そこで、本稿では、

では「状」文書を取り上げるので、それ以外の文書番号は収拾がつかなくなる。そこで本稿では、まず円仁文書を分収拾がつかなくなる。そこで本稿では、まず円仁文書を分収拾がつかなくなる。そこで本稿では、まず円仁文書を分収拾がつかなくなる。そこで本稿では、まず円仁文書を分収拾がつかなくなる。そこで本稿では、まず円仁文書を分収拾がつかなくなる。そこで本稿では、まず円仁文書を分収拾がつかなくなる。

第一節 円仁文書の種類

本稿には現れない。

辭・牒。表上於天子、其近臣亦為状。牋、啓於皇太子、然於其長凡下之所以達上、其制亦有六、曰表・状・牋・啓・

亦為之、非公文所施。九品已上公文皆曰牒、庶人曰辭

とあり、同書巻八、門下省には、

居状・乞賜物状・謝賜物状に分類する。 を対・奏彈・露布・議・表・状 を対・を関物状・謝賜物状に分類する。 の六種が見える。『行記』には円仁文書の「状」文書と 類される。本稿では、そのうち、円仁文書の「状」文書と 類される。本稿では、そのうち、円仁文書の「状」文書と 類にを絞って検討してみたい。本稿でいう「状」文書と 類にを絞って検討してみたい。本稿でいう「状」文書と 類にを絞って検討してみたい。本稿でいう「状」文書と 類にを絞って検討してみたい。本稿でいう「状」文書と 類にを絞って検討してみたい。本稿でいう「状」文書と 類にの を対・奏弾・露布・議・表・状

1. 申状

令の定める状様式を復元した後、それが宋代の奏状式と同に対して用いる上達文書と規定されるが、実際には地方官に対して用いる上達文書と規定されるが、実際には地方官に対して用いる上達文書と規定されるが、実際には地方官と、官人が上級官府に上申する際の「状」が存在する。と、官人が上級官府に上申する際の「状」が存在する。と、官人が上級官府に上申する際の「状」が存在する。と、官人が上級官府に上申する際の「状」が存在する。と、官人が上では、実例を用いながら確認所に対して、表述という。

したことを確認されている。 (1) (2) であること、さらに唐代には申状式に相当する状も存在

ると指摘した。すなわち、唐後期において、上申文書の状 式であると論じた。本稿では、便宜上、円仁から官府 唐代にも「申状」と呼ばれる書式があったと述べたが、赤 かし、小野勝年氏・呉麗娯氏は、『司馬氏書儀』をもとに、たのであり、それが円仁の状にも反映されたのである。し たは長官に発する状が増えている。帰義軍管轄地 ず、百姓が所属の官府・官人に発する文書としても使われ 院宛の上申文書を申状と称する。 は百姓が官府・官人に発する文書としても広く使われてい 人から直接、節度使に上申できたという現象を反映してい なり、帰義軍官人または僧侶・道士らの個人から節度使ま には、奏状及び州県間の上行文書としての申状は見えなく ていた。呉麗娯氏は唐後期から五代に編年される敦煌文献 る。すなわち、申状は官人・官府間の上行文書のみなら ただ「状」としか呼ばず、「申」と「状」とは全く別の書 木崇敏氏は唐代では「申状」という官文書の様式はなく、 官府・寺院宛の事情説明・公験申請などに用いられてい (上達文書) であり、円仁文書の申状はほとんどの場合、 しかし、上述の「状」は官府・官人の使用する上行文書 域では個

円仁の巡礼生活において最も頻繁に使われたのは、この

円仁一状」文書の機能的分類と書式分析

申状である。円仁は最後の遺唐使に同行して唐に留学した中状である。円仁は最後の遺唐使に同行して唐に留学しため、目指す天台山へは旅行許可が下りず、空しく帰国たため、目指す天台山へは旅行許可が下りず、空しく帰国と使一行から離れ、張宝高(張保皋)設立の赤山法華院に大使一行から離れ、張宝高(張保皋)設立の赤山法華院に大使一行から離れ、張宝高(張保皋)設立の赤山法華院に大使一行から離れ、張宝高(張保皋)設立の赤山法華院に本法。管轄官署の文登県から円仁一行の状況を報告するようにと督促する県帖が下り、それに返答して円仁は次の文書②を作成した(丸番号は後掲表一の文書番号と対応、以下同じ)。

由。 日本國僧一人、従小師二人、行者一人。留在山院事

(中略)今蒙県司勘問、具事由如前。 右、僧等為求佛法、渉海遠来。雖到唐境、未遂宿願

牒件 状如前。 謹牒。

行者

丁雄万奉帖

の受入側として赤山法華院も次の文書(『行記』巻二、開実際に県帖の訊問に対して、円仁だけでなく、円仁一行

成四年七月二十八日条)を発した。

開成四年九月三日

日本國僧圓仁等帖

青寧郷赤山院状上

右、日本國僧圓仁、小師惟正・惟暁、行者計四人、勘日本國僧人船上不帰事由等状

(中略) 謹具状上、事由如前。

開成四年七月

Н

赤山院主僧

通の県帖が下った。次の文書③はその返答文書である。 一見すると牒式文書の形式のように見え、署名の「発信者状帖」は帖式文書の形式のように見え、署名の「発信者帖」で終を「牒」の混用とみて、文書②文末の「牒件状如前、謹牒」かる文書をすべて牒式文書とした。しかし、前述の県帖にわる文書をすべて牒式文書とした。しかし、前述の県帖にある文書をすべて牒式文書とした。しかし、前述の県帖に高き、円仁一行の動向及び居場所を調べるために、もう一つが、当時である。

日本國僧圓仁等状上

春巡禮名山、 東西存亡、謹具事由、 西存亡事由 奉帖勘問抛卻在赤山院日本國僧三人、行者一人、 禮諸處。 僧等為慕佛法、 訪尋聖跡。 縁時臨寒、 權住山院、 状上如前。 未有東西、 僧等情願状報先了。 已得穩善。 牒件 状如前 在此山院過冬。 欲擬便出 東 到

行研究ですでに明らかである。円仁文書に署名「発信者 きであろうか。帖式文書が官府の下達文書であることは先 ると論じた。したがって、「牒件状如前、謹牒」などを用 宰相及台参、則用公状。前具銜称、「右某謹抵候」、「某官 状条に「至於府県官見長吏、諸司僚属見官長、藩鎮人朝見 処分」及び「牒件状如前、謹牒」など牒式文書用語も混用 は文末に「状」・「状上」がありながら、「不敢不申」「伏聴 ると理解し、円仁が状式ではなく、牒式を用いるのは、彼 きであろうか。 盾することになるであろう。それならば、「牒件状如前、 いる文書が必ずしも牒式文書だとは言いきれないのである。 あるから、それらの牒式用語を混用した文書は状文書であ 伏听処分」、「牒件状如前、謹牒」此乃申状。非門状也」と する事例を指摘し、さらに『石林燕語』巻三、唐旧事、 赤木崇敏氏は敦煌帰義軍時期の状文書を考察し、冒頭また いった考え方が強かったためと思われると指摘した。一方、 の身分が官僧であり、国家から派遣されて求法を行うと の誤りであり、 謹牒」という牒式文書によく見られる文言はどう理解すべ 次に、文末の署名「発信者状帖/帖」をどうとらえるべ これを牒式文書だとすれば、冒頭の「発信者状上」は矛 があるからといって、 牒は本来官庁間で取り交わされる書式であ 小野勝年氏は右の文書②の「帖」を「牒 円仁が下達文書を発したはずは

書に慣れていなかった円仁の誤用である可能性が高いと思文書に対する返答文書なので、この場合はまだ唐の行政文らないであろう。そして、これらの文書は官府の下した帖なく、書式規定と実際の使用例のズレは考慮しなければな

われる。

日本國求法僧圓仁状上 (日本國求法僧圓仁状上) 「日本國求法僧圓仁状上 (日本國求法僧圓仁状上) 「日本國求法僧圓仁状上) 「日本國求法僧圓仁状上) 「日本國求法僧圓仁状上」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求養」」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求法僧」 「日本國養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求養」」 「日本國求法僧」 「日本國求法僧」 「日本國求養」」 「日本國求養」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」 「日本國求養」」 「日本國求養」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」 「日本國求養」 「日本國求養」」 「日本國求養」」 「日本國求養」 「日本國求養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本婦養」」 「日本國養養」」 「日本國养養」 「日本國养養」」 「日本國养養」」 「日本國养養」 「日本國养養

僧圓仁、弟子惟正、惟曉、行者丁雄萬、緣身剃刀衣

て、署名「発信者状/状上/帖」で終わる文書を「申状」本稿では冒頭は「発信者状/状上」、本文は「右」で始まっこの文書は間違いなく申状といってよい。したがって、開成五年三月三日 日本國求法僧 圓仁状上

円仁一状」文書の機能的分類と書式分析

に分類する。

開成五年二月十七日

日本國求法僧傳燈 圓仁状上

法師

2 起居状

書儀』、「起居状」の項には は、敦煌文献P二六四六、唐・大中年間張敖撰 多くは官人または僧侶宛の文書である。 安否をたずねる文書を起居状・起居啓状といい、本稿では 起居・機嫌・安否などをいう。 「起居状」と称する。円仁文書には九通の起居状があり、 |起居」とは、 日常生活、 寝食の意で、転じて尊長者の 書儀においては、 起居状に関して 『新集吉凶 尊長者の

宣 卑守、不獲拜伏、下情無任戀結之至。 孟春猶寒、伏惟官位尊體動止萬福、 謹状。 某月日具官階姓名状上 即 謹奉状起居。不 日某蒙思。 限以

某官閣下

とある。円仁文書の起居状 未期。 書一封轉獻大使。 感慶之外、 為果舊情、 隨波沈落。 使尊體動止萬福。 生年未祗奉、久承高風、伏增欽仰。仲春已暄、伏惟大 但增馳結之情。 **悵恨之情**、 難以喻言。圓仁辭郷之時、伏蒙築前太守寄 淹滯唐境。 忽遇船沈淺海、 即此圓仁遙蒙仁德、 謹奉状起居。不宣、 無日不積。伏冀莫賜怪責。 微身多幸、留游大使本願之地 (文書⑨) の一例を提示すれば、 漂失資物、 無任勤仰。 謹状 所付書劄 圓仁

清海鎮大使 麾下謹空

位.

寺院の僧侶宛にも起居状を発しているが、これはもちろん 円仁はこの張宝高や唐の知巡侍御などの官人だけでなく、 守に頼まれた張宝高宛の手紙を失くしたことを通達した。 した。その後、円仁は張大使に右の起居状を発し、筑前太 鎮大使張宝高は大唐売物使崔兵馬司を遣わして円仁を慰労 めるためである。 在唐期間中の人間関係を維持し、求法巡礼の旅を順調に進 のごとくである。 赤山法華院に到着した円仁に対し、 海

い。(望) の一変型と見ておきたであるが、今はこれらを「起居状」の一変型と見ておきた 状とほぼ同じ定型である。いわば「書信」というべきもの 文言といい、全体のスタイルといい、これらの文書は起居 何通かある。これらの文書を起居状の範疇に入れてしまう のは全く問題がないわけではない。しかしながら、 なお、末尾の文言に「謹奉状起居」の五字がない文書も 冒頭

3 乞賜物状

留できたが、 円仁は請益僧であり、 基本的には不法滞在者の身分であるがゆえ 赤山法華院の僧侶の協力で唐に在

に、 書は状の書式を取っているため、本稿ではこれらの物を乞 次の官人らに布施を願った書状が二通見られ、それらの文 う文書を「乞賜物状」と称する。その一通(文書⑱)を提 布施を求めざるを得ない場合もあった。円仁文書には、路 食事を与えられたりしたが、天候不順の場合は、官人らに した。円仁の日記によれば、途中で百姓の家に泊ったり、 かった。そのため、彼は至るところで他人の布施を必要と 唐政府からの供給 (駅の利用・食糧など) は得られな

日本國求法僧圓仁

示すると、

請施齋糧

仁恩、舍香積之餘供、賜異蕃之貧僧。先賜一中、今更 西。到處為家、 右、圓仁等遠辭本國、 伏深悚愧。謹遣弟子惟正状。謹疏。 饑情難忍。緣言音別、不能專乞。伏望 訪尋釋教。為請公驗、未有東

のごとくである、この文書を提出する前に、円仁は日記に、 員外 從登州文登縣至此青州、三、四年來蝗蟲災起、吃卻 開成五年三月廿五日 閣下謹空 日本國求法僧圓仁状上

卷二、開成五年三月二十五日条

凶作

外に布施を願ったのである。円仁の乞賜物状を受け取った であり、自力では食べていけなかったため、節度副使張員 と記した。登州文登県から青州にかけて、三、 仁の要望に快く応えていた。 官人らは、相手が公験を所持していないとはいっても、 四年間

4 謝賜物状

ばならなかった。『行記』巻二、開成五年三月三日条には、 して、円仁は「謝賜物状」を発して感謝の気持ちを伝えね れば、自分から積極的に布施をする官人もいた。両者に対 前項で言及した乞賜物状を受け取って布施した官人もい 前略……從載門入參見使君 、邀上廳裡啜茶。使君

三拾根、以宛旅糧

手書施両碩米、

両碩面、壹鬥油、

一鬥酢、一鬥鹽、柴

た。 とあり、円仁は三月五日早朝、「状を奉じて使君に謝」し その状 (文書⑫) を示すと、

日本國求法僧圓仁

柴三拾根。 伏蒙給賜米貳碩、 (中略) 謹奉状陳謝。 面貳碩、 油壹鬥、酢壹鬥、 不宣、

使君 節下謹空 開成五年三月五日 日本國求法僧 圓仁状上

糧可吃。

便修状、

進節度副使張員外乞糧食。

(『行記

處、糧食難得。粟米一鬥八十文、粳米一鬥一百文。無

五穀、官私饑窮。登州界專吃橡子為飯。客僧等經此險

表・賀表を遥かに超えているという。 表・賀表を遥かに超えているという。

5. 献物状

れた文書である。その一通(文書図)を提示すると、官人ではなく、長安青龍寺真和尚に物品を贈る際に添えらある。円仁文書には二通の献物状がみられるが、これらはかに、上司に物品を上進する際に用いられた「献物状」も敦煌文献には、前述の起居状・謝状など儀礼的文書のほ

錢壹拾貫文

會昌元年四月廿八日 日本國求法僧 圓仁上傳佛法、利益有情。無任勤欽之誠。謹奉状、謹白。遇和尚、求學胎藏大法。伏請慈悲、特垂付授。伏願弘右、雖輕少、謹表重誠、伏望檢領。圓仁為法遠來、喜

表一 円仁文書一覧表

青龍寺真和尚

法前

謝賜物状	起居状	乞賜物状 二通	献物状	申状
五通	九通	三通	二通	十六通
五一頁) 文書⑩(八六一八七頁)、文書⑩(一五一頁)	文書⑥(七七頁)、文書⑦(七八一七九頁)、文書⑧(八頁)、文書⑨(一四三頁)、文書⑬(一四四一一四五頁)、文書⑬(十五五四五頁)、文書⑬(一五〇頁)、文書⑬(十五五四五頁)、文書⑬(一五〇頁)、文書⑬(七七頁)、文書⑬(七八一七九頁)、文書®(七八一七九頁)、文書®(七八一七九頁)、文書®(七八一七九頁)、文書®(七八一七九頁)、文書®(七八一七九頁)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七)、文書®(七八一七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八)、文書®(七八一七八))、文書®(七八一日)、文書®(七八一日)、文書®(七八一日)、文書®(七八一日)、文書®(七八日)、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))、文書®(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七八日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日))(七十日)(七十日	文書®(九五―九六頁)、文書®(九六―九七	文書	十六通 文書②(六六頁)、文書③(六九—七○頁)、文書(八五—八六頁)、文書(八五一八八八頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四一頁)、文書(四))、文書(四)(四)(四)(四)(四))、文書(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(四)(

費)としての金銭または物品を寺院の関係者に献上したの 文」を贈ったのは、胎藏大法を学ぶためであった。 を廻って仏教経典を学んだ。ただし、その前に、束脩(学 開成五年(八四一)八月二〇日に長安に至り、城内の寺院 のごとくである。すなわち、円仁が真和尚に「錢壹拾貫 円仁は

である。

る。 れらの文書の分類を一覧表にすると、表一のごとくである。 計三十四通であり、 活におけるもっとも重要な問題であったことを反映してい 私的文書が多いのは、よい人間関係の維持が円仁の巡礼生 ・献物状・乞賜物状などの私的文書が十八通である。こ 以上、円仁文書を整理・分類してみると、状式文書は合 内訳は申状が十六通、起居状・謝賜物

円仁文書と円珍文書の比較

者の申請書を引用し、それを承認する文書として発行され も各文書の種類を反映するとは限らない。「公験」は申請 文書名は『園城寺文書』第一巻による名称であり、 に整理してみると、表二のとおりである。ただし、 円仁と円珍の文書を比較する前に、まず円珍文書を簡単 申請書引用の部分は円珍作成の文書と見られる。 必ずし 表中の

円仁一状」文書の機能的分類と書式分析

円仁文書の「状」文書と円珍文書の書式を比較してみよう。 では括弧でその分類を示している。この分類に基づいて、 そして、それらの文書には状文書と牒式文書があり、

表二 円珍文書 覧記

公験 (牒式)、温 鎮西府の	謝賜物状 請賜台	牒 請台州な	申状 信牒	文書種類
式)、台州臨海縣公験(牒式)、台州公験請式)、台州臨海縣公験(牒式)、台州黄岩縣公、温州永嘉縣公験(牒式)、台州黄岩縣公験(附代)、台州區海縣公験(開大)、福州公験(牒	州公験牒	公験牒	刺史両字及印信状、再請台州刺史両字及印	名称
8	1	1	2	数量

1 申状の比較

憑印信」を発行してもらうために、次の「乞台州公據印信 を国に提出しなければならず、そこで彼は台州刺史に 円珍は国費によって入唐したため、帰国後に留学の成果

状」を提出した。

日本求法僧圓珍 圓珍今月五日、 具事由、 乞賜、

四 五

准 舊例、

將所寫得

經卷數並請憑據状等僅隨状 呈伏蒙

(中略) ·所請 大唐公憑印信、

伏乞

(中略)

使君仁恩、

特賜准前例

處分、

下情無任兢惶瞻

…伏聽 處分。

牒件状謹具如前、 謹牒。

次に、 (文書⑮) を提示する。 円仁が公験を申請するために登州刺史宛に発した申 大中十二年三月五日 日本國求法僧 圓珍状

日本國求法僧圓仁

状

時熱、 圓仁本願往臺山、 有阻行李。先有状、 經夏後游諸處、巡禮聖跡。恐漸 惱亂使君公驗、 伏請處分。

両文書の構文を比較してみると、表三のとおりである。 開成五年三月八日 日本國求法僧 圓仁状上

牒件状如前

謹牒。

円仁·円珍文書比較一覧

文書	円仁文書	円珍文書
冒頭	日本國求法僧圓仁	國清寺 日本求法僧圓珍
本文	右、圓仁伏請處分。	右、圓珍伏聴處分。
文末		
署名	日本國求法僧 圓仁状上	日本國求法僧 圓珍状

請 る。 違いが見られることである。 は同一であることが知られる。 の違いが見られる。③末尾署名の次に「状」と「状上」の は書式と関係なく、すべて円珍の所在地を記す傾向があ は文書作成当時の所在地を前に記すことである。円珍文書 る所もいくつかある。すなわち、①両者は同じく冒頭で 「日本国求法僧+法名」と書くが、異なるのは円珍文書に 表三を見れば、文の長短の差はあっても、基本的な形式 (聴)處分。牒件状 (謹具)如前、 ②本文は「右」で始まるが、末尾の定型句には、「伏 しかし、両文書には、 謹牒」といった若干 異な

以下のとおりである。 残っており、その文書から円珍の申請文書を抽出すると、 実際には、円珍文書には入唐公験 (鎮西府公験) が一通

江州延暦寺僧圓珍

為巡礼共大唐商客王超、李延孝等、 入彼国状

并従者、 随身経書、衣物等

僧圓珍、 字遠塵年四十一臈廿二

八 物忠宗年卅二經生的良年卅五 伯阿古滿年廿八 大全吉 従者僧豐智年卅三臈十三 沙彌閑靜年卅一俗姓海 譯語丁滿年卌

年廿三

具等、 隨身物經書肆佰伍拾卷、 名目不注 三衣、 鉢器、 剔刀子、 雜資

有 圓珍、 為巡禮聖迹、 訪問師友、与件商人等、向大唐 伏乞判付

國 公験、以為憑據、 恐到彼国、 所在鎮鋪、 伏聽處分。 不練行由、

牒件状如前。 謹牒。

仁壽三年七月一 H 僧 圓珍牒

状」と見るべきである。なお、 書式を取っている文書があり、これらの文書もすべて「申 名は「発信者+牒」である。実際には、円仁文書にも同じ +牒」と「発信者+状/状上」 で始まり、牒件状 のように、冒頭は「発信者(+状/状上)」、本文は「右…」 に宛てた公験申請文書である。前掲の円仁・円珍の両申状 右の文書は仁寿三年(八五三)七月一日に日本・鎮西府 (謹具) 如前、 の両ダッシュが見られる。 十世紀の敦煌でも「発信者 謹牒」と結句するが、署

2 謝賜物状の比較

る。 は謝賜物状 布施した官人宛の文書である。 宛の文書であり、 円仁文書には六通の謝賜物状があって、そのほとんどが (請賜台州公験牒) は一通しかない。 一公憑印信」 発行に対する次の謝状であ それに対して、円珍文書に 台州刺史

國清寺

日本國求法僧圓珍

円仁一状」文書の機能的分類と書式分析

圓珍遠辭郷

國 幸達 大邦、

求獲

真正出家之乘。 伏遇

使君特垂 大造、恩獎逾越、 批印

誠

怨。行由荷載山丘、 終身感惕法輝

二國福流萬代、 永將奉資

使君旌威。 圓珍言辭謇塞、 窮申不及

謹專状 陳謝。 無任慚惶戰懼之至。

謹具如前、

伏

處分。

牒件状謹具如前、 謹牒。

大中十二年四月九日

日本國僧 圓珍状

ŋ 乞う状を節度副使に出した。張副使はそれに応えて米麺を 給したので、円仁は次の謝賜物状 方、 数年の蝗虫害による食糧入手の難しさを訴えて布施を 円仁は開成五年三月二十五日に登州より青州に至 (文書(9) を発した。

日本國僧圓仁謹謝

員外仁造、給米面。 不勝感戴、 難以銷謝。 下 · 情 宏

任感愧之誠。 謹奉状陳謝。 不宣、 謹状。

員外 閣下謹空

開成五年三月廿五日

日本國求法僧

圓仁状上

謹謝」、 文書の相違点をまとめれば、①冒頭は円仁文書「発信者 右の両文書を比較してみると、 円珍文書「発信者」であること、 表四のとおりである。 ②本文は円仁文 両

四七

と、の四点が指摘できる。 と、の四点が指摘できる。 と、の四点が指摘できる。 と、の四点が指摘できる。 と、の四点が指摘できる。 と、の四点が指摘できる。 と、の四点が指摘できる。 は、の四点が指摘できる。 は、の四点が指摘できる。 は、の四点が指摘できる。 は、の四点が指摘できる。

表四 円仁・円珍文書比較一覧

宛名	署名	文末	本文	冒頭	文書
使君 節下謹空	日本國求法僧 圓仁状上	不宣、謹状。	陳謝。 〔不〕任感愧之誠。謹奉状	合兴前	円仁文書
	日本國求法僧 圓珍状	牒件状如前。 謹牒。	具如前、伏聽處分。謝。無任慚惶戰懼之至。謹	清寺日本求法僧圓珍	円珍文書

感謝の意を表す円珍の謝状はある意味において官文書であとして、「公據印信」を発行してくれた台州刺史に対しては、明らかに公的文書である申状の書式を取っている。すなわち、他人の布施に対して感謝の意を表す円仁の謝状はなわち、他人の布施に対して感謝の意を表す円仁の謝状はなわち、他人の布施に対して感謝の意を表す円仁の謝状はなわち、他人の布施に対して感謝の意を表す円仁の謝状は、明らかに公的文書である申状の書式を取っている。すなり、一般の意味を表す。

る。したがって、両者は同じ謝状であっても、異なった書

式を用いている。

一方、ここで注意すべきは、申状にしろ、謝状にしろ、 署名に関しては、円仁文書には「発信者+状上」が多く見 られるが、円珍文書にはすべて「発信者+状上」が多く見 り丁寧でうやうやしい。なお、『慶元條法事類』文書門は 宋代の基準であるが、そのベースは唐制にあるので、参考 にしてみても、「発信者+状上」は見られない。したがっ て、円仁と円珍の署名の差の背景としては、不法滞在者と 公的資格者という点が指摘できよう。両者の唐における身 分の差、および各々が巡り合った歴史環境と密接な関わり があったと推測できる。

第三節 円仁文書と敦煌文献の比較

1. 申状の比較

りに、開成五年(八四○)二月十九日に文登県青寧郷を出擬す」(『行記』巻二、開成四年七月二十三日条)の計画通院にて冬を過ごし、春に到りて遊行し、台山を巡礼せんとでの不法滞在を決意し、赤山法華院に寄寓した。彼は「山での不法滞在を決意し、赤山法華院に寄寓した。彼は「山前述のごとく、円仁は入唐求法の宿願を叶えるために唐前述のごとく、円仁は入唐求法の宿願を叶えるために唐

発し、 ため、 左の文書 同年三月三日に登州に到着し、早速公験を申請する (文書③)を登州都督府に提出した。

日本國求法僧圓仁状上

剃刀衣鉢等。 學法。僧圓仁、弟子惟正、 請賜公驗、往赴五臺等名山及諸方處巡禮聖跡、 惟曉、 行者丁雄萬、 緣身 尋師

造 院。隔生緣於滄溟、忘懷土於海岸。幸蒙放任東西、 遂宿願。去開成四年六月内、到文登縣青寧郷赤山新羅 唐國名德、遊茲得道。圓仁等舊有欽羨、涉海訪尋、未 右圓仁等本心志慕釋教、修行佛道。遠聞中華五臺等諸 所在州縣、 到使君仁境。今欲往赴諸方、禮謁聖跡、尋師學法。恐 特賜公驗、以為憑據。伏請處分。牒件状如前、 佛法之根源、大聖之化處。西天高僧、 關津、 口鋪及寺舍等不練行由、伏望使君仁 踰險遠投、 得

見ると、次のとおりである。 これと同じ書式を敦煌文献P三七三〇(五)(年不明)に 開成五年三月三日 日本國求法僧圓仁状上

報恩寺僧崇聖 状上

右崇聖一奉大衆驅使、觸事不允衆意、又淹經 趨事無能、 菓物每供、 雖然自寸栽種園林、猶若青雲□ 僧衆不憫、

円仁一状」文書の機能的分類と書式分析

今崇聖限年遊蒲柳

得知。是□無堪、恐有失所、 歲當桑榆、疾苦疣加、 教授和尚商量、 放老那逍遙養性、 無人替代。頭風眼闇、 敢投状。伏望 任性閒 衢路

居、 差一強替、 乞垂處分。

牒件状如前。 謹牒。

と、 文を取っていることがわかる。 右の円仁文書と敦煌文献P三七三〇(五)を比較してみる れた仕事を辞退するために、右の文書を寺衙に提出した。 上状人の報恩寺僧崇聖が年のせいで病に襲われ、依頼さ 次表のごとくである。基本的には、 申年十月 日 崇聖状上 両文書は同一の構

表五 円仁文書·敦煌文献比較一覧

至一月 日 祭里米	法僧圓仁伏上	51771
	開成五年三月三日 日本國式	置
	 	文末
	大眾驅使乞望處分。	
奉	由、状上如前。右崇聖一奉	本文
事_	右僧等為慕佛法謹具事	
報恩寺僧崇聖 状上	日本國求法僧圓仁状上	冒頭
敦煌文献	円仁文書	文書

状如前、 方で、円仁文書には、本文は「右」で始まり、 謹牒」で結ぶ形を取りながら、 署名だけは

五. 〇

(上申文書)を復元された、それを示せば、 ちなみに、赤木崇敏氏は吐魯番文書の実例から唐代の状 文献P三七三〇(四)(八二九か八四一年) 者+牒」と書かれた文書も何通かある。同じ書式は、敦煌 に確認できる。

発出主体 状上 宛先

事書

(3) 右…(本文)…謹録状上 or 謹状 or 請処分 or 聴裁

(4) 牒件状如前、 謹牒。

年月日 発信者 牒。

(5)

※①「状上」+宛先はしばしば省略される。③本文は ①冒頭行よりも一字から二字ほど下げて書く。

や字間を広くとる。⑤発信者の直後に「牒」と記 型句は①と同じ高さから書き始め、③本文よりもや

と同じ書式に則っているといえよう。 のごとくである。円仁文書と敦煌文献は、 基本的にはこれ

2 謝賜物状の比較

S六四○五▼「僧恒安謝司空賜疋段状」(八八一年前後 と比較してみたい。両文書を提示すれば、 ここでは、円仁文書の謝賜物状 (文書②) を、 次のとおりであ 敦煌文献

る。

日本國求法僧圓仁

伏蒙尚書仁造、 謹奉状陳謝。不宣、 賜給布三端、 謹状。 日本國求法僧 茶陸斤。 下情不勝感戴 圓仁状上

開成五年四月二日

僧恒安

委曲兼匹段等、 右恒安二月廿日、 跪授驚惕、 敦煌縣令宋智岳使迴、 無任戰懼。且恒安 伏奉

生自邊土、智乏老誠、才業荒殘、 仁瑞、 天與孤貞、 學無所 槐

□□伏蒙

司空猥録蠢蜗、遠寄縑緗。 願持掃灑之功、

巨答 丘山之福、 限以變阻、 不獲、

隨狀陳

謝。謹録状上。(以下、欠)

書を比較してみると、表六のごとくである。 緞子をもらった僧恒安が発した謝賜物状である。 を表した書状であり、敦煌文献S六四〇五vは、 右の円仁文書は、食料を施された円仁が尚書に感謝の意 一の形式をとるといってよいであろう。 やはり構文は 両通の文 司空から

円仁文書・敦煌文献比較一

	文末 不宣、謹状。 謹録状上。	奉犬東謝本文 茶陸斤。下情不勝感戴。謹 投等…隨状陳本文 茶陸斤。下情不勝感戴。謹 右恒安	冒頭 日本國求法僧圓仁 僧恒安	文書 円仁文書 敦煌	
隨状	上。	安	僧恒安	敦煌文献	

(唐・大中年間) には、「 ちなみに、敦煌文献P二四六四・張敖撰 それを示せば、 一謝賜物状」の書式が記されてい 『新集吉凶書儀

某色目物

る。

無任悚懼感戴之至。謹差某奉状陳謝,謹錄状上。 右伏奉委曲、特賜前伴物捧授 限以卑守……拜謝未由

たと考えられる。 式があって、円仁ら留学僧はこの書式に則って文書を草し のごとくである。 唐代後期には、このような謝賜物状の

3 起居状の比較

院の綱維は更に一状を作りて、 P二「九月二十三日守粛州長史周弘直状」(年不明)と比 較してみる。『行記』卷二、開成五年正月二十日条に「当 ここでは、円仁文書の起居状(文書⑥)とP二五五五・ 惟正及び院家の使いを差わ

円仁一状」文書の機能的分類と書式分析

軍事押衙張咏に発する申状を作成し、そして円仁は恐らく 状を作りて、 した。一方、敦煌文献は守粛州長史周弘直が長史留後に発 は公験の順調な発給を願って、左の張咏宛ての起居状を出 した起居状である。 の巡礼許可申請を受けた赤山法華院の綱維は、直ちに登州 登州の軍事押衙張詠の宅に報ぜしむ。求法僧は別に一 同じく押衙に送りぬ」とある。つまり、

伏仰洪仁、事幸垂恩庇。 仁蒙推免。先日、伏蒙慈流存問、 展奉年開、春景惟新。伏惟押衙尊體動止萬福。 圓仁欽慕尺教、淹留唐境。今欲往赴諸方、 [宣]、謹状。 限以旅情、不獲被〔見〕。豁欣之誠、 謹遣弟子僧惟正奉状代身、 殊慰勤慕、 尋訪聖跡。 何以為喩。 無任感 即此 圓

開成五年正月二十日 日本國求法僧 圓仁状上

張押衙 侍者謹空

季秋霜冷、 伏惟

長史留後尊體動止萬福。

即日弘直蒙恩、

限

以所守、未由仗

起居、 不宣、謹状。

丞上柱國 九月二十三日 守粛州長史檢校國子祭酒兼禦史中 一周弘直 状上

長史留後 閣下謹空

る。両者の書式は同一の形式を踏まえていることがわかる。右の二通の起居状を比較してみれば、表七のごとくであ

表七 円仁文書・敦煌文献比較一覧

文書	円仁文書	敦煌文献
冒頭	なし	なし
本文	幸垂恩庇。 仁蒙推免伏仰洪仁、事 仁蒙推免伏仰洪仁、事 押衙尊體動止萬福。即此圓 展奉年開、春景惟新。伏惟	隈以所守、未由仗謁。 鬱動止萬福。即日弘直蒙恩、 季秋霜冷、伏惟長史留後尊
文末	不〔宣〕、謹状。	謹專奉状起居、不宣、謹状。
署名	日本國求法僧 圓仁状上	禦史中丞上柱國周弘直状上 守粛州長史檢校國子祭酒兼
宛名	張押衙 侍者謹空	長史留後 閣下謹空

の書式が記される。それを示せば、前掲敦煌文献張敖撰『新集吉凶書儀』には、「起居状」

宣、謹状。 某月日具官階姓名状上卑守、不獲拜伏、下情無任戀結之至、謹奉状起居。不卑守、不獲拜伏、下情無任戀結之至、謹奉状起居。不

某官閣下謹空

る。このことから、円仁は当時の書儀を参考にして文書をのごとくである。表七の両文書は、この書式にほぼ符合す

②円仁と円珍は日本人僧であるため、二人の作成した同

作成したと思われる。

め、さらに習得したことがうかがえるのである。

いないからである。これらのことからも、円仁は仏教経典は「鄭余慶重修定『大唐新修定公卿士庶内族吉凶書録』に「鄭余慶重修定『大唐新修定公卿士庶内族吉凶書録』に「鄭余慶重修定『大唐新修定公卿士庶内族吉凶書録』に「鄭余慶重修定『大唐新修定公卿士庶内族吉凶書はないからである。これらのことからも、円仁は仏教経典がないからである。これらのことからも、円仁は仏教経典がないからである。これらのことがうかがえるのである。

むすび

本稿で述べたことをまとめると、次のごとくである。

①『行記』に見える総計三十四通の円仁文書における①『行記』に見える総計三十四通の円仁文書における文書が多く、それは唐での人間関係の維持が求法巡礼にお大・高僧宛の私的文書が二十一通である。円仁文書には私人・高僧宛の私的文書が二十一通である。円仁文書における文書が多く、それは唐での人間関係の維持が求法巡礼におて重要であった交際状況による。

合った歴史環境と密接関わりがあったと考えられる。える。その相違は両者の唐における身分および各々が巡りに言葉遣いの面では、円仁文書の方がより丁寧であると言種類の文書は類似しているが、微妙な違いも存在する。特

③さらに円仁文書を敦煌文献および同時代の書儀と照合のと、いずれも同じ書式に則って草されたことがわかる。一方、円珍が日本で公験を申請した際に鎮西府に提出した文書と此べると、ほとんど同じ形式を取っている。このことかと此べると、ほとんど同じ形式を取っている。このことから、唐の官文書は当時の日本の官文書の書式にも通用したら、唐の官文書は当時の日本の官文書の書式にも通用したら、唐の官文書は当時代の書儀と照合ことが見てとれる。

④円仁の「状」文書には、何通か帖・牒などによく使われる文言を用いる文書も見られる。前者はおそらく円仁のれる文言を用いる文書も見られる。前者はおそらく円仁の言と、円仁文書は書式から用語までほとんどそれと一致することが確認され、さらに唐の公式令を参考にした『養老ることが確認され、さらに唐の公式令を参考にした『養老ることが確認され、さらに唐の公式令を参考にした『養老うと、円仁文書は書式が記されることから、円仁は入高にも同じ官文書の書式が記されることから、円仁は入書する前にすでに日本に伝来した唐代の官文書と書信を習得し、入唐後も意図的に書儀を収集し勉強したことがうかがえる。

なお、『行記』に見える円仁の文書は、「状」文書以外の

円仁一状」文書の機能的分類と書式分析

別稿に譲りたい。 範疇に入れるべき文書も存在する。それらの書式の分析は

崇敏准教授から貴重なコメントをいただき、心より御礼謝辞:本稿を執筆するにあたっては、四国学院大学文学部赤木

申し上げます。

注

1

園城寺編『園城寺文書』第一巻 (講談社、一九九八年)。

 $\widehat{2}$

たのは、 の研究がある。『行記』で使われた語彙を総体的に分析し 古籍出版社、一九八六年)深谷憲一『入唐求法巡礼行記 校訂・訳注を施したのは、足立喜六注釈・塩入良道補注 Diary: The Record of a Pilgrimage to China in Search of 『入唐求法巡礼行記』(花山文芸出版社、一九九二年)など (中央公論社、一九九〇年)、白化文・李鼎霞・許德楠校注 一九六九年)、顧承甫、何泉達『入唐求法巡礼行記』(上海 小野勝年『入唐求法巡礼行の研究』第一・二・三・四巻 *the Law*, Ronald Press Company, 1955である。『行記』に Company, 1955, Edwin Oldfather Reischauer, Ennin's Reischauer, Ennin's Travels in T'ang China, Ronald Press (法蔵館、一九八九年、原本は鈴木学術財団、一九六四 『入唐求法巡礼行記』(平凡社、一九七〇—一九八五年)、 初めて『行記』を欧米に紹介したのは Edwin Oldfather 董志翹『入唐求法巡礼行記詞彙究』(中国社会科

- その時代』(高志書院、二〇〇九年)、同氏編 などがある。 の史料学:法王寺釈迦舎利蔵誌』(高志書院、二〇一一年) 『円仁』(吉川弘文館、一九八九年)、鈴木靖民編『円仁と 二〇〇〇年)、円仁に関する研究は、佐伯有清 『円仁と石刻
- 3 女子短期大学学芸懇話会、一九八二年)。 青木孝『円仁「入唐求法巡礼行記」の書状』(青山学院
- 4 年)、四九二一五〇七頁。 中村裕一『唐代官文書研究』(中文出版社、 九九
- 5 世紀を探る』(汲古書院、二〇一三年)三一―七五頁。 心に―」、平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十~ 赤木崇敏「唐代官文書体系とその変遷―牒・帖・状を中 十四
- (6) 本稿で引用した敦煌文献の録文は原文書をもとに、 耕耦・陸宏基編『敦煌社会経済文献真迹釋録』三・四・五 参考にして作成した。 (全国図書館文献縮微複製中心、一九九〇年)の録文を
- 7 『唐六典』巻一、尚書都省(中華書局、一九九二年)、一
- 8 前掲注(7)『唐六典』巻八、二四一―二四二頁
- 的状」(『中華文史論叢』二〇一〇年第二期、 年)、呉麗娯「従敦煌吐魯番文書看唐代地方行政機構行用 安孝夫・坂尻彰宏編『シルクロードと世界史』二〇〇三 21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」森 赤木崇敏「曹氏帰義軍時代の外交関係文書」(大阪大学 同氏「下情上達:両種「状」的応用与唐朝的信息伝 総第九十八

- 逓」(『唐史論叢』二〇〇九年第一期
- (10) 中村裕一『唐代制勅研究』(汲古書院、一九九一年) Щ
- 三八—四三九頁 (9) 呉論文 (二〇一〇年)、六八頁。

11

前揭注

- 12 前揭注 (2) 小野著書第二巻、八四—九二頁
- 13 前揭注 (9) 呉論文、二〇一〇年。
- 14 前揭注 (6) 赤木論文、四二—四七頁。
- 15 とされている(赤木崇敏「唐代前半期の地方文書行政― 状如前謹牒」は、状に特有の定型句で、牒式とは関係ない トゥルファン文書の検討を通じて」―」『史学雑誌』一一 前掲注(3)青木著書、二五頁。なお、赤木氏は「牒件
- (16) 前掲注(2)小野著書第二巻、八四―九二頁

七―一一、二〇〇八年・前掲注(6)赤木論文)。

- 17 前掲注(9)赤木論文、一三五—一三七頁。
- 18 央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」(土肥義和 作」(『中国史研究』二〇一〇年第三期)、八九—一一六頁。 〇九年)、二七一—二九一頁、雷聞「唐代帖文的形態与運 文化』二〇〇七年第四期)八—一二頁、荒川正晴「唐代中 樊文礼・史秀蓮「唐代公牘文「帖」研究」(『中国典籍と 『敦煙・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫、
- (19) 十世紀の例であるが、坂尻彰宏氏は敦煌文献をもとに起 什子致沙州阿耶状」

 『杏雨』十五、二○一二年、三七四— 居状の書式を復元した(一杏雨書屋蔵敦煌秘笈所収懸泉索 三八九頁)。
- 20 呉麗娯『唐礼摭遺—中古書儀研究』(商務印書館、 __

〇二年)、五三六・五四五頁。

21

表一の頁は顧承甫・何泉達校注『入唐求法巡礼行記』

- ていないが、本稿では「円珍文書」を参考にして復元し また、『行記』所載「円仁文書」では、改行や平出は示し こでは書式の整っている文書しか採録しないこととする。 載の円仁文書は冒頭と文末が欠けている文書もあるが、こ (上海古籍出版社、一九八六年)による。なお、『行記』所
- 文書の内容は前掲注(1)を参照されたい。
- 23 前揭注(15)赤木論文(二〇〇八年)、七七頁。
- よっては「謝賜物状」に分類できない可能性も残される。 で紙が切れているように見え、失われた部分の復元案に 敦煌文献「僧恒安謝司空賜疋段状」は「謹録状上」の左